

岐 衛 組 号 外
令和4年6月1日

技術提案書の作成に伴う補足事項について

岐阜羽島衛生施設組合
施設建設推進課長 不破 勝秀

令和4年5月30日岐衛組公告第5号にて公告しました、次期ごみ処理施設整備に伴う坂路拡幅工事における技術提案書の作成に伴う補足事項は下記のとおりです。

記

・審査項目イ「企業能力」の工事成績評定点における「実績のない年度は65点とする。」の解釈について

○留意事項にあるとおり、『複数の市町で実績を有する場合』のみ、配点を平均する。

関係市町のどれか一つのみの実績の場合は、その実績のみを評価する。

例：岐阜市：実績74点、他市町：実績なし

⇒ 正) 岐阜市 基準点73点 \leq 実績74点 配点1点

誤) 岐阜市 基準点73点 \leq 実績74点 配点1点

羽島市 基準点73点 \geq 実績なし：65点 配点0点

岐南町 基準点68点 \geq 実績なし：65点 配点0点

笠松町 基準点81点 \geq 実績なし：65点 配点0点

配点平均＝〔岐阜市(1点)＋羽島市(0点)＋岐南町(0点)＋笠松町(0点)〕/4＝0.25点

※関係市町のすべてで実績が無ければ、65点となる。

・審査項目エ「地域要件」の災害協定参加等について

○災害協定等について、「関係市町との協定等」とあるのは、関係市町のうちいずれかとの市町と協定があればよい。

※技術提案書の提案依頼の「3.技術提案書作成時の注意」に『関係市町とは、岐阜市、羽島市、岐南町又は笠松町を指す』と記載しておりますので参照ください。